

【D 熊本県地下水保全条例の見直し】

(注意点) 以下の見直しに当たってのたたき台骨子案は、平成21年度以降における見直し検討を進める上でのポイントを示したもので、その是非や詳細については、今後の検討の中で結論を得ることとしている。

見直しの視点	項目	現 状	今後の見直し検討に当たってのたたき台骨子案	見直しのたたき台骨子案の考え方
A 健全な水循環の確立	1 公水概念の浸透	(1)「地域共有の貴重な資源」(第1条)	<b>(1) 公水概念の位置づけ</b> <b>(全国的に例がない)</b>	県民に対し、地下水は熊本県全体の共有の財産であること、また、地下水は限られた資源であり、枯渇傾向にあることから、健全な水循環を実現する必要があること、そのためには県民各界・各層に地下水は自らかん養するか、かん養に貢献する必要がある事を認識してもらう。
	2 育水概念の浸透	なし	<b>(1) 育水概念の位置づけ</b> <b>(全国的に例がない)</b>	
B 地下水採取の適正管理	1 地域指定	(1)地下水採取に伴う障害が生じ、また生ずるおそれのある地域を「指定地域」に指定。(第25条) ①熊本周辺地域 ②八代地域 ③玉名・有明地域 ④天草地域	(1) <b>指定地域に重点地域を設定</b> 水需要が増大、または増大することが見込まれる地域で、地下水位の低下が生じている区域として熊本地域を「重点地域」に指定する。	①熊本地域は、県全体採取量の約7割を占め、かん養域の減少により地下水位の低下、湧水量の減少が顕著である。 ②かん養域に新たな工場団地や宅地開発が計画され、今後水需要の増大が見込まれる。 ③先駆的取組みを進めている熊本地域の取り組みの実効性を確保する。
	2 地下水採取の届出要件等	(1)揚水設備による採取の届出のみ(第26条) ①指定地域：吐出口断面積6cm <sup>2</sup> (口径2.8cm)超 ※一般的な家庭用(1インチ：口径2.54cm) ※採取する日の7日前までに届出 ・新規届出：72件(H19)、64件(H18)  ②指定地域以外：同50cm <sup>2</sup> (口径8cm)超 ※H12年度改正で追加。 指定地域内で50cm <sup>2</sup> を超える揚水機からの採取が全体の8割を占めることから、指定地域以外でも多量の採取が見込まれる。	(1) <b>地下水採取の届出要件の拡大</b> <b>対象：県内全域</b> 要件： <b>指定地域・以外にかかわらず6cm<sup>2</sup>を超えるものは全て</b> ※井戸設置工事予定日の30日前までに届出  (2) <b>地下水採取の許可制度導入</b> <b>対象：重点地域(熊本地域)</b> <b>《許可必要》※農業用を除く</b> ① <b>吐出口断面積：19cm<sup>2</sup>超(口径5cm)</b> ② <b>総揚水量/日：350m<sup>3</sup>超(約12.6万m<sup>3</sup>/年)</b>  (3)これまで対象外とされていた <b>自噴井戸</b> について、 <b>吐出口断面積19cm<sup>2</sup>を超えるものは新たに届出対象</b> ※当分の間、重点地域のみとし、実質的には熊本市を除く12市町村が対象	①県全体の地下水保全・管理のレベルアップ ②「重点地域」(熊本地域)での採取規制、かん養対策の取り組み強化 ③指定地域が将来「重点地域」にならないよう、採取抑制に誘導。  ●三重県、愛知県等9県で許可制導入(いずれも地盤沈下防止が主な目的) ●三重県、愛知県基準(19cm <sup>2</sup> 以下、350m <sup>3</sup> 以下) ※農業用水は最終的に地下に還る。 ※重点地域では、自噴井戸においても流量調整バルブの設置など適正管理に努める必要あり。 ●熊本市は自噴井戸(19cm <sup>2</sup> 以上)を条例対象
	3 水量測定器の設置	(1)同50cm <sup>2</sup> を超えるものは設置義務(第30条) ※水量測定器対象 約2,300本	(1) <b>設置義務</b> ①県全域：50cm <sup>2</sup> を超えるもの(現状と同じ) ②指定地域：50cm <sup>2</sup> を超えるもの(同上) ③ <b>重点地域：19cm<sup>2</sup>を超えるもの(+約1,500本)</b>	○神奈川県(許可制) 条例対象井戸(6cm <sup>2</sup> 超)全てに設置義務 ○富山県(届出制) 条例対象井戸(21cm <sup>2</sup> 超)全てに設置義務

参考資料 10

見直しの視点	項目	現 状	今後の見直し検討に当たってのたたき台骨子案	見直しのたたき台骨子案の考え方
C 「公水」「育水」概念を踏まえた取り組みの推進	1 節水、水利用合理化への誘導	(1)地下水採取者は、地下水量の保全に関し、自ら必要な措置を講ずる。(第24条) ・建築物の循環利用、工業用水の回収率向上、農水産業用水の反復利用等合理的使用に努める。	①事業者（採取者のみでなく）の <b>水環境教育の実施</b> →県内全域で努力義務 ②建築物の建築者は、 <b>節水に配慮した給水設備の設置</b> →重点地域は義務付け →その他地域は努力義務 ③一定規模以上の採取者は、 <b>節水計画の策定、実施報告</b> ※農業用を除く  (2) <b>採取者毎の採取量公表</b> 指定地域及び重点地域において、一定規模以上の採取者(上記③と同じ)の採取量を公表。	○県全域で地下水保全意識のレベルアップ ○重点地域の節水の取り組み強化  ○指定地域、重点地域の大規模採取事業者の節水活動への誘導
	2 かん養域での開発行為の抑制		(1) <b>重点地域で一定規模以上の開発</b> を行う場合は、 <b>事前に計画内容を知事に届出</b> ・知事は、地下水保全（採取量、かん養対策、水質保全等）の見地から意見を述べる。	●熊本県環境影響評価審査 土地区画整理事業、工業団地造成等（地下水保全地域25ha以上） ●開発許可等事務連絡会議（建築課）での意見提出 都市計画法に基づく開発行為（5ha以上）
D 水質保全（工場・事業場への指導強化）	1 自主検査の実施強化（第19条）  ※対象事業場 117(H20)	(1)汚染状態の測定（3年間記録保存） （井戸水及び地下浸透水） ・排出量50m <sup>3</sup> /日以上→年2回以上 ・同 未満→年1回以上 （排水）※特別排水基準による (2)罰則 自主検査未実施に対する罰則なし	(1) <b>自主検査結果報告（又は公表）の義務付け</b>  (2) <b>罰則規定を設ける</b>	
	2 立入検査の強化	(1)報告及び検査（第38条） 立入検査結果は、当該工場・事業場のみへ通知	(1) <b>立入検査結果の公表</b>	

熊本地域地下水総合安全管理計画に基づく第1期行動計画

D 熊本県地下水保全条例の見直し

行動計画 6

行 動 計 画	取り組みの目的	第1期					第2期 (H26~H30)	第3期 (H31~H36)	検討又は実施主体
		前 期		後 期					
		~H21	H22	H23	H24	H25			
1 熊本県地下水保全条例の見直し									
(1) 「公水」「育水」概念	<p>条例改正に当たっては、地下水を戦略資源として位置づけ、先駆的取り組みを行ってきた本県にふさわしく、理想的には地下水は県民共有の財産であるという「公水」概念及び取水する地下水は自らかん養するか、かん養に貢献する責務があるという「育水」概念を高く掲げるとともに、戦略資源である地下水を保全するため、地下水採取の抑制及び取水者や利用者の適正管理の徹底、地下水質保全対策の強化などの視点から見直しを行う。</p> <p>○「公水」概念 地下水は流域全体の共有財産</p> <p>○「育水」概念 地下水が持つ多面的機能（環境、防災、資源）を維持するためには、健全な水循環の確立が必要であり、取水者にも相応の貢献を求める。</p>	<p>○県地下水保全条例見直し検討</p> <p>（主な検討事項） ex「公水」「育水」概念の明記 ex地下水掘削の事前届出制（完了届含む）の導入 ex指定地域の拡大や重点地域の新設 ex地下水採取届出や採取量報告の対象となる揚水設備の拡充 ex水量測定器設置義務の対象となる揚水設備の拡充 ex一定規模以上の自噴井戸に対する届出及び採取量報告並びに流量調整バルブの設置 ex一定規模以上の採取に対する許可制導入、採取量の公表、節水計画の作成、実施等 ex節水に配慮した給水設備の設置等 ex水環境教育の実施 ex一定規模以上の採取者に対するかん養計画の作成、実施等 ex雨水浸透施設の設置等 ex事業場等の地下浸透水、排出水等水質の自主検査結果の報告 ex未届け、未報告など条例違反に対する罰則の強化 等</p>	<p>○パブコメ等関係者等からの意見聴取</p>	<p>○条例改正</p>	<p>○条例施行</p>		<p>県</p>		
(2) 地下水掘削の事前届出制の検討									
(3) 指定地域等の再検証									
(4) 地下水採取届出及び採取量報告要件の見直し									
(5) 水量測定器設置要件の見直し									
(6) 自噴井戸に対する規制									
(7) 大口採取者の節水対策の促進									
(8) 各種施設等における節水の取り組み促進									
(9) 事業者、住民等による地下水かん養対策の促進									
(10) 地下水質保全対策の強化									
(11) 罰則の見直し									